

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後備置書類)

令和 2 年 11 月 1 日

株式会社小僧寿し

令和 2 年 11 月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号
株式会社小僧寿し
代表取締役 小林 剛

当社及び株式会社東京小僧寿し（本店所在地：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号。以下「東京小僧寿し」といいます。）は、令和 2 年 9 月 30 日付け吸収合併契約に基づき、令和 2 年 11 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東京小僧寿しを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。これにより、当社は東京小僧寿しの権利義務の全てを承継して存続し、東京小僧寿しは解散いたしました。本件吸収合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

令和 2 年 11 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続（吸収合併差止請求手続）の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続（株式買取請求手続）の経過

東京小僧寿しの株主は当社のみであり、当社は会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合における東京小僧寿しの特別支配会社に該当するため、東京小僧寿しは会社法第 785 条第 3 項に基づく通知を行っておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求手続）の経過

東京小僧寿しは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

東京小僧寿しは、会社法第 789 条第 2 項に基づき、令和 2 年 9 月 30 日に官報において、令和 2 年 9 月 28 日に官報において債権者に対する公告を行い、また、令和 2 年 9 月 29 日付けで知れている債権者に対して個別の催告を行いました。異議申述期間内に同条第 1 項に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続（吸収合併差止請求手続）の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続（株式買取請求手続）の経過

当社は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、令和 2 年 9 月 28 日に電子公告により株主に対する公告を行いました。同条第 1 項に基づき株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、令和 2 年 9 月 28 日に電子公告及び官報公告により債権者に対する公告を行いました。異議申述期間内に同条第 1 項に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日である令和 2 年 11 月 1 日をもって、東京小僧寿しからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 吸収合併消滅会社の事前備置書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併に係る変更の登記をした日

令和2年12月15日（予定）

7. その他、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

**会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示書類書面
(吸収合併に係る事前備置書類)**

令和 2 年 9 月 15 日

株式会社小僧寿し

令和 2 年 9 月 15 日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号
株式会社小僧寿し
代表取締役 小林 剛

当社は、株式会社東京小僧寿し（本店所在地：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号。以下「東京小僧寿し」といいます。）との間で締結予定の吸収合併契約に基づき、令和 2 年 11 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東京小僧寿しを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行い、これにより、当社は東京小僧寿しの権利義務の全てを承継して存続し、東京小僧寿しは解散することにいたしました。本件吸収合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

吸収合併契約の内容は、添付 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本件吸収合併に際して、当社は、東京小僧寿しの株主に対し、金銭その他の財産の交付を行いませんが、当社は東京小僧寿しの発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断しております。

3. 東京小僧寿しに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

東京小僧寿しの最終事業年度に係る計算書類は添付 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

- ① 当社は、2020 年 4 月 22 日付けの取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする第 7 回新株予約権の発行及び阪神酒販株式会社を割当予定先とする第 8 回新株予約権の発行を決議しています。
- ② 当社は、2020 年 8 月 14 日付けの取締役会において、阪神酒販株式会社を割当予定先とする第 10 回新株予約権の発行を決議しています。

5. 本件吸収合併の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の令和 2 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,563,371 千円、負債の額は 1,275,585 千円、純資産の額は 287,785 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、東京小僧寿しの令和元年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 277,705 千円、負債の額は 2,844,478 千円、純資産の額は 2,566,773 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

いずれの会社についても、本件吸収合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件吸収合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑み、当社の負担する債務については本件吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上